

2024年(令和6年)3月9日(土)

離婚後共同親権導入へ閣議決定

公布後2年以内に施行

政府は8日、離婚後の父母双方に親権を認める「共同親権」の導入を盛り込んだ民法改正案を閣議決定した。離婚後は父母の一方の単独親権とする現行規定を見直し、父母が離婚後に共同親権とするか、単独親権とするかを協議し、意見が対立した場合は家裁が判断する。政府は今通常国会に改正案を提出し、成立すれば公布後2年以内に施行される見通し。

法務省によると、離婚した父母間の未成年の子は、1960年に約7万人だったが、2021年には約18万人に増加している。別居親から養育費が支払われなかつたり、別居親と子の交流が断たれたりするケースが後を絶たない。離婚も子の養育に関わりたいと望む別居親も増えており、家族関係の多様化に対応した見直しを求める声が高まっていた。

改正案は、子に対する父

母の責務を明確化する。父母が婚姻しているかに関係なく、父母には子の人格を尊重して子を養育し、子の利益のために協力する義務があることを明記した。

その上で、父母は離婚時に共同親権か、単独親権かを協議で定めるとし、協議がまとまらない場合は、家裁が「子の利益」の観点から親権者を判断することとした。

一方の親による家庭内暴力(DV)や虐待のおそれがあると認められれば父母のいずれかの単独親権となる。養育費の着実な支払いや、別居親と子の早期の交

流を促す仕組みも創設する。改正案には、子の最低限度の生活に必要な養育費を請求できる「法定養育費」を請求できる制度や、調停・審判手続き中に、家裁が試行的に親子交流を促す制度が新たに盛り込まれた。

離婚後の共同親権導入を

巡ってはDVや虐待が継続しかねないと懸念する意見もある。国会審議では、チエック機能を担う家裁の体制強化や、親権者を決める際の規定の解釈のあり方のほか、DVや虐待を防ぐ支援策も議論になりそうだ。

【飯田憲】